

横浜市教育委員会
臨時会会議録

- 1 日 時 令和3年8月23日（月）午前10時00分
- 2 場 所 市庁舎 18階共用会議室（みなと6・7）
- 3 出席者 鯉渕教育長 中上委員 森委員 木村委員 四王天委員 大塚委員
- 4 欠席者 なし
- 5 議事日程 別紙のとおり
- 6 議事次第 別紙のとおり

教 育 委 員 会 臨 時 会 議 事 日 程

令和3年8月23日（月）午前10時00分

1 会議録の承認

2 一般報告・その他報告事項

新型コロナウイルス感染症への対応について

3 請願等審査

受理番号 15 教育委員会会議の無記名投票採決についての要望書

4 審議案件

教委第19号議案 「令和2年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書」について

教委第20号議案 第33期横浜市社会教育委員の委嘱について

教委第21号議案 教職員の人事について

教委第22号議案 教職員の人事について

教委第23号議案 教職員の人事について

教委第24号議案 教職員の人事について

教委第25号議案 審査請求に関する教育長臨時代理について

教委第26号議案 訴訟に関する教育長臨時代理について

5 その他

[開会時刻：午前10時00分]

鯉渕教育長

ただいまから、教育委員会臨時会を開会いたします。本日もコロナウイルス感染症の拡大防止のため、マスクを着用しております。

初めに、会議録の承認を行います。7月26日の会議録の署名者は中上委員と大塚委員です。会議録につきましては、既にお手元に送付してございますが、字句の訂正を除き、承認してよろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認いたします。字句の訂正がございましたら、後ほど事務局までお伝えください。

なお、8月4日の教育委員会定例会の会議録につきましては、準備中のため、次回以降に承認することといたします。

次に、議事日程に従い、教育次長から一般報告を行います。

小椋教育次長

【一般報告】

1 市会関係

2 市教委関係

(1) 主な会議等

(2) 報告事項

○新型コロナウイルス感染症への対応について

教育次長の小椋です。

市会関係、教育委員会関係ですが、前回の教育委員会定例会から本日までの報告はございません。

報告事項として、この後、所管課から「新型コロナウイルス感染症への対応について」報告をさせていただきます。私からの報告は以上です。

鯉渕教育長

報告が終了いたしましたが、何か御質問等はございますか。

特になければ、「新型コロナウイルス感染症への対応について」、所管課から御報告いたします。

前田人権健康
教育部長

人権健康教育部長の前田でございます。「新型コロナウイルス感染症への対応について」御報告をいたします。

「1 教職員・児童生徒の新型コロナウイルス感染状況」です。前回7月20日の報告以降の教職員の感染者は145人、児童生徒の感染者は808人、感染者が発生した学校は合計364校となっています。なお、令和3年8月19日現在ですが、昨年6月1日の学校再開以降の教職員の感染者は319人、児童生徒の感染者は1,844人の合計2,203人、感染者の発生した学校は460校となっています。

学校からの報告を基にした学校関係者の感染状況については、下の表やグラフを御覧のとおり、7月末から急激に増加しています。集団感染につきましては、

これまで8件発生していますが、今回新たに小学校での教職員の集団感染、また中学校での部活動においての生徒の集団感染が発生しました。

続いて「2 集団感染の発生の状況及び市立学校への通知について」です。

「(1) 集団感染の発生について」、7月下旬以降の4件について御報告をいたします。ア、A高等学校では、7月24日から26日にかけて生徒8人の陽性者が判明しましたが、この時点で特定の学年、学級、また部活動に集中していませんでした。後日、新たに、生徒5人、教職員1人の感染が判明した結果、同じ部活動、バスケットボール部の陽性者が5人となり、集団感染と認定されました。8月9日まで全校生徒の部活を中心とした活動を中止しています。

2校目です。イ、B中学校では、部活動に所属する1人が感染し、同じ部内の全員が濃厚接触者と認定されました。集団検査等の結果、部員4人の感染が判明し、集団感染として認定されています。学校は陽性者が判明した7月26日から8月5日まで当該部活動、バレー部を停止しています。

3校目です。ウ、C小学校では、7月29日から8月3日にかけて教職員9人の感染が判明し、集団感染と認定されました。その後、更に11人の感染が判明しています。なお、当該小学校では、8月3日から8月16日までについて学校閉庁期間としており、教職員は出勤しない期間としていました。

4校目です。エ、D中学校では、部活動の顧問の教職員1人が感染し、数日後に部員6人の陽性が判明し、集団感染と認定されました。8月5日から8月14日の学校閉庁日まで、当該部活動、吹奏楽部を停止しています。

続いて「(2) 学校への通知について」です。まず1点目です。教育委員会事務局では、A高等学校の7月26日の感染状況を踏まえ、市立学校全校の学校管理職に対して7月27日に次のとおり緊急の注意喚起を行いました。内容は3点、(ア)、(イ)、(ウ)です。

まず1点目、「(ア) 感染防止対策の強化・徹底」です。夏季休業期間中の教育活動、この場面での感染防止対策の強化・徹底をお願いしています。特に、部活動、小学校の特設クラブ、また、それに付随する活動の指導について言及しています。a、b、c、dの4点、部活動前後の食事や集団での移動の際の感染防止対策の徹底。登下校での公共交通機関を利用する際は、必ずマスクを着用し、会話を慎むこと。下校時は寄り道をせず、まっすぐ帰宅すること。グループ等での食事など、感染リスクの高い行動は自粛し、不要不急の外出は控えること。

2点目「(イ) 学校と教育委員会の連絡体制の確保」です。夏季休業期間に入りましたので、新規感染者が発生する事態を想定して、各課室、区福祉保健センターからの電話連絡に備えること。また、校内での連絡体制の再確認や各課室等からの不在着信履歴を確認した際は、速やかに折り返しの連絡を入れること等を伝えています。

3点目「(ウ) 保護者と学校(教育委員会)の連絡体制の確保」です。家庭での感染予防と陽性判明時の連絡について、保護者への協力依頼を改めてお願いをしているところです。

続いて二つ目の通知、イ、C小学校の事例です。これは教職員のクラスターですけれども、校内研修を実施し、その後、昼食時において各教室が工事中だったことから、職員室や図書室等、複数の部屋に分かれ数人ずつ時間をずらして黙食をする等の対策をとっていましたが、そうした中においても多人数の陽性者が判明しました。この状況を踏まえ、市立学校全校の学校管理職に対し「教職員間の感染拡大防止策の再徹底等について」を通知しています。

「(ア) 感染防止対策の徹底について」です。3密を防ぐよう、職員室や教室等の換気、感染リスクの高まる5つの場面の回避、マスクの着用、手洗いなどの

徹底。二つ目として、「(イ) 夏季休業期間中に実施する教育課程研究協議会、校内職員研修及び職員作業等」、特に職員同士が集まる研修や作業等は特に配慮が必要であり、感染対策を徹底すること。職場での感染拡大防止のため学校長の判断で自宅勤務を命じた場合は、自宅で業務として教育課程研究協議会や校内研修にオンラインで参加することも可能であることも伝えています。

そして三つ目の通知、ウになります。学校閉学期間8月3日以降において依然として感染拡大が止まらない状況が継続していたため、中学校及び高等学校の部活動で感染拡大した事例が多く見受けられたこと等を踏まえて、市立学校全校の学校管理職に対して、8月12日に次のとおり情報提供及び感染症対策の周知をしているところです。

一つ目、集団感染の事例紹介ということで、先ほど御説明しました2(1)のアからエの4校の事例を伝えています。

二つ目のイについてですけれども、教育委員会で把握している最近の感染の特徴として3点あり、家庭内での感染が多い一方で感染経路不明の事例が増えてきていること。また、発熱だけでなくのどの痛み、頭痛、腹痛など軽い風邪の症状が多く、無症状などで本人の自覚のない状態で部活動などの教育活動に参加し、感染が拡大してると思われる事例が見受けられること。そして活動時に、換気、距離の確保など基本的な感染対策を講じていたにもかかわらず感染が起こっている事例があること。どこかに不十分な点がなかったのか確認が必要と思われる旨を伝えています。

そして三つ目として、教育委員会による感染症対策として、夏季休業期間における部活動については、同一部活動内の生徒、顧問等で次のいずれかの条件に該当した場合は、該当した日から1週間、当該部活動を停止することについて伝えています。2人以上の複数人の感染が判明した場合。1人の感染が判明するとともに複数人が体調不良の症状である場合、またその他教育委員会が必要と判断した場合。部活動の停止期間中については特に家庭と協力し、より丁寧な健康観察を行い、少しでも体調不良の症状があれば、必要に応じて医療機関を受診するように指導をお願いする旨、伝えているところです。私からは以上です。

石川学校教育企画部長

学校教育企画部長の石川でございます。

「3 東京2020パラリンピック競技大会における学校連携観戦チケットの取扱いについて」御報告いたします。オリンピックに引き続きパラリンピックにおいても、8月16日の政府それから組織委員会などの四者協議によって、全ての開催会場で原則として無観客での開催が決定されました。組織委員会が販売する「学校連携観戦チケット」を活用した児童生徒の観戦につきましては、1都3県で希望者のみで実施されるところです。

おめくりいただきまして、横浜市におきましては、神奈川県及び観戦会場である東京都に緊急事態宣言が発出されている状況での観戦実施について、不安を感じる学校の意向を確認し、学校と教育委員会事務局との間で協議したうえで、観戦を取りやめる意向を組織委員会に対してもう既に伝えていましたが、同16日の四者協議におきまして、都県をまたぐ移動を伴う観戦は見合わせる決定がされました。その下ですが、上記チケット、本来ですと観戦予定は表にあります右下808枚、学校は13校でした。本市は陸上競技、国立競技場が割り当てられていました。上記チケットにつきまして、オリンピックと同様に代金支払は完了していますが、今後、組織委員会からの指示によって返金手続きを進めてまいります。現時点では返金は大会終了後から11月末までの予定とされています。

引き続きまして、「4 市立学校教職員への新型コロナワクチン接種について

て」でございます。横浜市内在住の教職員につきましては、本市の集団接種会場の優先接種の対象として、それから市外・県外在住教職員につきましては、神奈川県の福祉施設等の従事者向け優先接種の対象として、それぞれ新型コロナワクチン接種が可能となりました。接種は7月中旬から始まっており、教職員で接種を希望する者の多くが、8月中に接種できる見込みです。

なお、優先接種の実施により、教育委員会で実施予定でした職域接種は取りやめました。表の中は人数等です。

「5 爆発的な感染拡大に伴う市立学校の段階的な教育活動の再開について」です。「（1）8月中の休業措置及びその間の児童生徒の健康観察の実施について」です。多くの学校が8月27日から始業になりますが、8月31日まで臨時休業とします。その間、学校はロイロノート・スクール等のオンラインツールまたは電話等により、各学校が児童生徒の心身の健康状態や感染動向を把握する期間とします。併せて、教職員の健康観察をし、学校の感染状況を把握します。なお、臨時休業期間中につきましては、給食の提供がない期間でもあることから、小学校においては放課後事業を利用する児童の受入れを、給食喫食が終わるまで実施します。

おめくりいただきまして、「（2）教育活動の実施について」です。感染状況が深刻であることから、9月1日水曜日から9月12日日曜日までは次のとおり実施します。これは緊急事態宣言の期間下です。

「ア 短縮授業の実施とオンライン学習の準備」です。教育活動を行う時間をお小学校、中学校及び義務教育学校においては、14時30分までとします。学級閉鎖等の際のオンライン学習の準備として、各学校の状況に合わせて取り組みます。下はあくまで例ですが、例を学校に提示します。（例1）昼食後帰宅して、午後はロイロノート・スクールを活用した学習動画や教育委員会で用意します「はまっ子デジタル学習ドリル」など、双方向のオンライン学習に取り組みます。（例2）昼食後の授業について、特別教室を活用するなど学級を分散して、学校内でオンライン授業に取り組む。（例3）昼食終了後、短い5校時を行う、または帰宅する。帰れない場合は14時30分まで学校で受入れる。様々な方法があると思います。学校で工夫ができるように例示をしたいと思っています。

「イ 活動の単位について」です。活動は最大でも学級単位とし、学年や学校全体での活動は行いません。

「（3）給食について」です。様々な環境下の児童生徒がいる中で、一定の食の保障が必要であることから、給食は予定どおり9月1日から提供することを前提に、食事中に窓・扉を全開にして空調をつけ、より一層の換気を徹底するなどの対策を行います。

「（4）部活動について」、9月12日まで停止します。ただし、県・関東・全国大会等に出場する部活動については、部活動の活動内容に応じた更なる感染予防対策を徹底した上で、中学校は週3日、これは土日を含めます。高等学校は県立学校の対応と合わせ、平日の放課後のみ週4日、90分の活動を可とします。活動する際には大会に出場する部員のみにするなど、人数を最小限にします。

「（5）教職員の服務について」、臨時休業期間中及び短縮授業期間中については、学校内や出退勤時の人流抑制、それから接触機会の低減のため、フレックスタイム制度の活用等のほか、教職員の7割を目標に学校運営に支障のない範囲で自宅勤務を命じることができるものとします。

「（6）学校開放」です。学校開放も9月12日まで中止します。

なお、資料にはありませんが、市立高等学校につきまして、8月中につきましては、小・中学校と同じように休業措置及びその間の生徒の心身の健康観察の実

施を行います。ただ、高等学校につきましては始業日が学校によりそれぞれ異なりますので、夏休み後の授業が開始する日が来た学校から順次8月31日まで臨時休業とします。なお、部活動につきましては8月27日から9月12日まで、先ほど申し上げたとおり活動を停止し、大会等がある場合は校長の判断により活動を認めます。それは先ほど申し上げたとおりです。

それから特別支援学校です。特別支援学校も今まで申し上げた小・中学校、義務教育学校及び高等学校と同様に、8月末までの臨時休業措置及びその間の児童生徒の健康観察等を行います。

また、保護者の就業等の事情やその他家庭での対応が困難な場合につきましては、児童生徒の緊急受け入れを行います。さらに9月1日以降につきましては、先ほどの小・中学校、義務教育学校及び高等学校の取扱いを参考にしながら、各学校の実情や児童生徒の状態に応じて短縮授業等を実施する予定です。報告は以上です。

鯉渕教育長

説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

中上委員

今まで学校の指導でいろいろな御苦労があると、学校の現場のほうも非常に大変で、各先生の取組には本当に敬意を表したいと思います。今の御報告の中で、特に教職員への新型コロナワクチン接種についてですけれども、今、爆発的な感染拡大とか非常に深刻であるという状況を捉えまして、教職員は大変苦労されており、今、新型コロナワクチン確保が非常に難しい中で、先手を打ついろいろと調整されて教職員も夏休みに先生たちが新型コロナワクチン接種ができると、これは本当に良かったと思っているのですけれども、せっかく今そういう機会を取っていただいて、しかも感染状況はこれから9月までの先が非常に心配される中で、ぜひお願いしたいことは、やはり学校の先生方は学校経営のマネジメント、当然リスクマネジメントというのを念頭に置いて対応されていると思いますけれども、新型コロナワクチン接種について、打てないという病気のお持ちの方とかは当然無理ですけれども、最近、接種をしない権利もあるなどと言って自分の意思で受けないとか、受けられる健康状態なのに受けないとかいう事例もあり、これは学校の先生ではなくて一般的によく聞く話です。繰り返しますけれども、学校の先生は子どもたちの健康を守るという立場もありますし、安全配慮の義務というのもあります。リスクマネジメントということもありますので、なるべく各学校の管理職を通じて、せっかくの機会ですから新型コロナワクチン接種に積極的に受けいただきたいと思います。繰り返しますが、もちろん受けられない人は別です。そこまでの強制はいけないですけれども、受けることができる人は子どもたちのために新型コロナワクチン接種をしていただくように、指導いただきたいと思います。意見です。

鯉渕教育長

御意見ということでよろしいでしょうか。ほかにございますか。

大塚委員

新型コロナウイルスの猛威を振るう中での対応で、本当に皆さま方もそれから学校現場もいろいろと御苦労が多いことと思います。その中で子どもたちの命を守るというところで必死に努力されていることに敬意を表したいと思います。ありがとうございます。

つい最近ですけれども、メディアのほうからも横浜市、神奈川県の取組として夏休みが延長されるということが情報として発信されました。きっと、今朝、学校のほうも保護者の皆様方がそういう情報を得て、御質問等のお電話や要望等の

御連絡等で学校現場も今日は動いているのではないかと想像します。できるだけ早め早めで対応をし、しっかりと周知していくということを、今後も御努力いただければということで、私からは短縮授業の期間のことについて、少し要望させていただきたいと思います。

おそらく、例1、2、3とこの中で出していただいた、学校現場のほうももう早速、今日からでも9月1日から12日の短縮授業に向けての準備を始められると思います。それに当たって、本当に今まで研修をされてきた部分というものが発揮されていくのだと思うのですけれども、ロイロノート・スクールの利用ですか、はまっ子デジタル学習ドリル、そして双方向のオンライン学習、そういうものの準備が始まるとおそらく分からぬことなどが、どの学校も同時スタートですので、要望が一斉に増えるのではないかと想像されます。

そういうところでは、ICT支援員が急に増えるわけではないので、やはりICT支援員の活用とともに、学校サポートシステムの要望がすごく増えると思います。電話の回線等が増えるなど、サポートに対する人員を少しでも充実させていただくななど、そういうところにお願いしたいと思います。

また、9月1日から12日がどのように子どもたちにロイロノート・スクールとか、この例1、2にあるような内容が行われたかということも、また把握できましたら、次に生かしていくのではないかと思いますので、そこもよろしくお願いしたいと思います。以上です。

鯉渕教育長

何かございますか。大丈夫ですか。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。ここに書いてあるのは例として、各学校で今、現状やろうと思っていることも幾つかあると思いますし、様々な工夫をされていくと思います。私どもは学校が行おうと思っていることに対して最大限のサポートをしていこうと思っていますので、もちろん限られた人員ではありますけれども、学校に寄り添いながら、一緒にこの難局を乗り越えていけるように頑張りたいと思います。ありがとうございました。

森委員

質問ですけれども、5番です。8月末まで臨時休業、9月12日までは短縮授業と決められた背景についてお聞きしたいと思います。9月1日から12日までを休校にしなかった、若しくは分散登校などにしなかった背景がありましたら教えてください。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございました。そもそも緊急事態宣言が出されたときの国の通知ですか、神奈川県からの通知ですか、そういうものにつきましては、基本的には気を付けながら感染防止対策を徹底しながら、通常の教育活動ができるだけしていくというようなスタンスでした。横浜市も今まで神奈川県ですか国といいますか、神奈川県と歩調を合わせながら、まん延防止等重点措置のときも対策を取ってまいりました。ですので、当初は通常といいますか気を付けながらですけれども、夏休みの延長ではなくて、通常どおりスタートすることを最初は考えていました。ただ、ここしばらくの先ほど申し上げましたような、説明をさせていただきましたような状況を見て、これは横浜市として、ある程度様子を見たりとか、子どもたちの健康観察をしたりだとか、教職員も含めてですけれども、準備を段階的にスタートしなければいけないのではないかと横浜市の判断として、教育委員会事務局の判断として、臨時休業を8月31日までするということを決めました。

その背景には、国や神奈川県の通知もそうですけれども、できるだけ子どもたちの通常の学校の教育活動を万全ではないかもしれませんけれども、継続していきたいという意図はありました。ただ、学校の9月1日からの生活は先ほどから説明させていただいている中身につきましては、学校行事ですとか、9月は学校行事が通常ですととても多い季節ですので、学校行事というのには基本的には学級を超えたものですので、学年ですとか学校全体ですとか、場合によっては幾つかの学校で、とかというような学校行事等につきましては、今回は難しいだろうという判断をしまして、それも踏まえて、できるだけ子どもたちが同一集団の中で、同じ空間の中で長い時間活動することを避けるために、例えば短縮授業をして換気のタイミングができるだけ増やすだとか、そういうような工夫をしながら、つまりこれは感染対策を徹底しながらということですけれども、短縮授業で対応していこうと考えた次第です。

ただ、これは学校の感染状況ですか、先ほどの健康観察の期間の状況も踏まえながら、状況を見ながら対応はそれぞれ考えていくことだと思いますので、この後ずっとこの計画で、ずっと同じようにするかどうかかも分かりませんし、緊急事態宣言がどのようにこの後進んでいくかということもまだ未知数ですので、感染状況といいますか学校の状況を見ながら考えていきたいと思っています。

森委員

おそらく、もう一段階状況が厳しいことを踏まえて考えていったほうが良いのではないかというのは個人的に思っているところです。今までにないフェーズに今は入っていて、この感染の爆発状況ですから学校が再開したら集団感染が非常に起きやすい状況ができてしまうということを懸念しています。加えて新型コロナウイルス感染症がなかったとしても、通常、夏休み明けは非常に子どもたちがセンシティブな状況で、いかに良いクラスづくりを、居心地の良い、話しやすい空間をつくるかということに時間をかけて、本当ならば先生がやりたいと思うそういういった時期だと思うのですけれども、その身体の面と心の面をすごくケアしなければいけない、そういういった時期に感染爆発が重なってしまったという非常に難しい局面だと思っています。

そういう中で8月末まで一旦休校にして、考える時間を作ったということなのかなというのを今、報告を聞きながら思いましたし、同時に、9月12日で何とかなるという話ではないと思いますので、長期化することを踏まえて、もう一度考えたほうが良いのかとは思っています。

今おっしゃったように、同一空間の中で活動するということがなるべく短い時間でということでしたけれども、それならば、例えば同一空間にいる人数を減らすということで分散登校ですか、若しくはもう本当に来ることができない状況だと判断をした場合は、これまで1年間いろいろと努力して皆さんも考えてこられたロイロノート・スクールを使ったことですか、可能な限りのことを学校ごとの事情に合わせてですけれども、していくということが、今は必要な時期かと思っています。

そうした中でオンラインの環境というのが今はどういう状況かというところを、例えばWi-Fiの容量ですか、例えばロイロノート・スクールを使って実際の双方向のやりとりができる環境が今整っていると言えるのかどうか。場合によってはZoomを通した授業参加が、例えば休校を選んだ児童ができる状況なのかとか、回線や機器の状況など、分かる範囲で良いので教えていただければと思います。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございます。ネットワークにつきましては、この4月から順次新しい回線に切り替わってきたところですけれども、やはり想定しなかった回線の弱さですとか、トラブルですとか、なかなかつながらないとかというお声を頂きここまで来ているところです。夏休み前に順次、様々な対応、例えば設定の変更等で対応できることにつきましては、様々な対応をして随分良くなってきてていると聞いているのですけれども、もう一段階、設定等を業者と連携しながら、連携といいますか業者と話しながら、今のところは9月中を目途に更に回線の増強を考えています。もしかしたら9月のこの期間でネットワークがうまくつながらない状況が出てくるかもしれません、その都度こちらとして対応できることをしていきたいと思いますし、あと、端末につきましても、今は1人1台端末が小・中学校及び義務教育学校に置いてありますけれども、そちらにつきましても、家に持ち帰るときは設定を変更しなければいけないというような作業があるのでけれども、できるだけフレキシブルに、できるだけ迅速にその機器を活用できるように、今こちらとしても工夫はしているところです。少しお時間をいただきますが、学校と相談しながら準備を進めていきたいと思います。

なお、もう一点、先ほど幾つか例示の話を申し上げましたけれども、オンラインの授業ですか、これにつきましても各学校に、とにかくこれから来る状況というのはかなり厳しい状況が来るかもしれません。今、森委員がおっしゃったようなオンライン授業がもしかすると長期化するかもしれないとかということも考えられますので、それについては学校としてとにかく本格的に準備を進めてほしいということのメッセージもありますので、各学校は十分それが分かって、今回は8月中にもいろいろな工夫をする、考えるという話は聞いているところです。

森委員

もしそういったことがあるならば、ここまでやっても良いのではないかということをもう少し踏み込んで学校には伝えて、持ち帰れることを検討することであったりですとか、後はこの休業期間中も「健康観察などを」と書いてありますけれども、その期間中もロイロノート・スクールを使った提出物のやりとりですか、そういったこともどんどんと学校が行えるのであれば調整していってもらつて、教育委員会事務局としてはそれをサポートしていきたいというメッセージをぜひお伝えいただけたらとも思っています。

あと少し話は流れてしまいますが、先ほどの新型コロナワクチン接種の先生の話ですけれども、不安に思っていらっしゃる先生方もやはりいらっしゃると思います。子どももしかりですけれども、そういった先生方が居づらいということにはならないように、そこも併せて気を付けていただければと思います。以上です。

木村委員

幾つかあるのですけれども、三つの項目から質問と意見をしたいと思います。まず3番目のパラリンピックの学校連携観戦は、いろいろな方がオリンピック・パラリンピックの教育的な意義とか価値とかダイバーシティを理解、等々で大事だということは分かるのですけれども、やはりそういった学習効果というのも、もう環境面の安全が確保されて、学習者の安心感がベースにあってこそものだと思いますので、その上で横浜市が早々としっかりともう行かないのだということを決めたことは、本当にしっかりした考えの中で良かったと思います。

その中で、オリンピック・パラリンピック教育がここ数年行われていますけれども、いわゆるスポーツ立国として、する、見る、支える等々がありますけれども、そういったものをしっかりと理解することでスポーツの価値を見いだしてほしいと思います。この中でやはり特に今は「見る」というところですけれども、応

援だけではなくて観戦、なおかつ直接ではなくてもテレビ等を通した観戦が今後はできると思います。オリンピックも何だかんだ言われながらテレビ観戦でものすごい感動等を受けた人は多々います。少し夏休み期間が延長されますけれども、そういう中で学校現場で実際にパラリンピックは見られないけれども、こういったふうに教育的な効果を上げるために、子どもたちに何かを課していることはあるのかというのがまず1点です。

二つ目は、5番目のところで、先ほど森委員も言っていましたけれども、多分9月1日からというのはなかなか難しい環境にあるかもしれません。やはり危機管理というのは、想像力、準備力、そして最後の判断、決断だと思うのですけれども、その中でこのような状況下であれば、この段階で9月以降はやるのか、延長になるのかという基準があるのか。若しくは、9月以降も休みになればこういった腹案がありますというのがあれば簡単に御説明願いたいと思います。

あともう一つは、5番目のところの「(5)教職員の服務について」というところですけれども、様々な服務の中でやはり会議ということが結構、教職員の負担に大きいと思います。職員会議はこうしなければいけないとか、打ち合わせを絶対やらなければいけないというような過去の常識は本当に今はどうなのかと思います。必ず会ってやることが打ち合わせ会議なのかということも問われているし、変えていかなければいけないと思うのですけれども、ここら辺の服務の中の会議という取扱いはどうなっているのか、少しお聞きしたいと思います。

石川学校教育
企画部長

ありがとうございました。パラリンピックにつきましても教育的な価値はもちろんのことです。できることならば子どもたちに見てもらいたかったという思いはあります。学校もそうだと思います。御存じのとおり学習指導要領、授業の中に、学習内容の中に、オリンピック・パラリンピック教育ということはもう位置付けられていますので、各学校で計画的に行っていることはあると思います。なお、オリンピックですとかパラリンピックですとか、テレビで子どもたちがそれぞれ見ることだとか、それを学級の中で話題にするなどということにつきまして、その教育的価値を高めていくということは一つありますし、またオリンピック・パラリンピックの教育の推進校があります。あと、それ以外の学校でも国際交流の中で、つい先だっても外国の選手団とオンラインで交流をするという事例がありまして、小学校ですけれども、そういうようなことも活用しながら、教育委員会としては発信をしていきながら、各学校の教育課程に応じたオリンピック・パラリンピック教育を進めていけたらと、それはスポーツももちろんそうですが、国際理解ですか、人権教育ですか、様々なところに広がって指導を進めていけたらと思っています。

2点目のこれから先の基準というようなお話をありましたけれども、もちろん刻一刻と状況が変わっていきますし、その状況においてベストな判断をして、ベターといいますか、ベストといいますか、判断をしていかなければならぬので、数的な明確な基準を設けているわけではありません。そのときそのときの市全体の状況を見ながら判断していくようになると思います。それにつきまして、また、教育委員会事務局内で議論をし、学校と相談しながら、教育委員の皆様方にも御相談しながら進めていきたいと考えています。

古橋教職員人
事部長

教職員人事部長の古橋です。

教職員の服務に絡みまして、学校での会議の実施の方法についてということで、まず学校について会議を実施する場合につきましては、特にこうやらなければならないというような明確な仕方というのではなくて、やはり学校でどのように会議を

運営していくかということだと思っています。今、学校にはこのたびの通知の中でもやはり3密を防ぐということで、会議の運営につきましても、時間は可能な限り短くするであるとか、また、換気を行う、というような感染のリスクが高まることのないような対策をしっかりと徹底してほしいというようなことを伝えています。

また、今回は自宅での勤務等も承認していますので、自宅からオンラインで参加をすることも可能ではあると考えていますので、これは学校での運営の仕方次第によっては、そういうような方法というのも可能だと考えています。

木村委員

ありがとうございます。今後の状況からどうなるかというのは分からないですけれども、よくスポーツのコーチングの中で、「構造化された即興」という言葉があるわけです。つまりいろんな課題、難題が来たときに即興、つまり臨機応変にどうするか。そのためにやはり今は教育委員会はいろいろなものを導入したり、知識なり体験、経験、それを構造化しているということが、多分次に生きるのかと思います。

あと、もう一つ、パラリンピックのところで前も少しお話したと思いますけれども、国際パラリンピックの教材の中に『I'mPOSSIBLE』というものがあります。いわゆる「Impossible」のIとMの間にアポストロフィを打つことで、「I'm possible」になるんだということです。だからパラリンピックを見て、すごい、だけではなく、こういう工夫、考えでいろんな可能性があるんだということ、そして、こういった私たちの今置かれている子どもたちの状況下もどう工夫すれば、考えれば、次へ自分たちも進むのかということで、ぜひ、横浜の子どもたちはそういったパラリンピックを見て、学んで次に生かしてもらえばと思います。どうもありがとうございます。

鯉渕教育長

ほかにございますか。

四王天委員

私は、集団感染というところのテーマですけれども、この四つのうちの三つがバスケットボール、バレー、吹奏楽と、どちらも全部室内競技というものであって、今までの事例で聞いていても、確かにこの三つのクラブは多いという感じと、逆にサッカーや陸上などの、屋外競技というのはあまり聞かないという気もして、これは、だから感染するのは競技特性のものなのか、それとも個々の管理の問題なのか、その辺のところを分析して、室内競技であればより一層の消毒だとかケアをもっと徹底するなどそういうことをしないと、安全なクラブ活動ができないのではないかと、その状況を見るとそのような仮説みたいなものが少し浮かび上がるのですが、その辺のところは何か分析とかありますでしょうか。

前田人権健康
教育部長

ありがとうございます。集団感染、クラスターについては、それぞれ感染の状況が収まった段階で各区の保健所とやりとりをさせていただいている。そういった中で見えてきていること、共通点としては、四王天委員がおっしゃったような活動中のことも心配はあるのですけれども、部活動の場面などでは、付随する活動、例えば少し休憩を取って水分を取るためマスクを取ってしゃべってしまったことがあったとか、又は、帰り道に暑いので少し水分を取るような場面です。そういった付随する活動をどうしていくか、ここは保健所のほうからも言われています。中学生、高校生になってくるとある程度自分の活動を任されてきますので、自律的にしっかりとそこで感染リスクを下げるような意識と行動がとれるよ

う、継続して指導してまいりたいと思います。

また、活動によって、共用物ですか、空間での換気ですか、こういったことは引き続き徹底していきたいと思っています。感染経路はなかなか特定できないことが多いですけれども、今後も感染防止対策ということを徹底していきたいと思っているところです。

四王天委員

ありがとうございました。やはり室内競技というのはどうしても換気の点で非常に難しいところはあるかもしれません、その顧問の先生とか指導される方は、よりそこのリスクが高いということを重々認識してやられたほうが良いかと思いましたので、以上です。

鯉渕教育長

ほかによろしいでしょうか。

特になれば、次に、議事日程に従い請願等審査に移ります。7月15日付で受け付け、各委員に配付しております受理番号15について審査を行います。事務局から御説明します。

大塚総務課長

総務課長の大塚です。受理番号15の要望書につきまして御説明させていただきます。

要望者は、かながわ市民オンブズマンです。要望項目については2点あります。一つ目、教育委員会会議の採決は、非公開とすべき具体的な必要性がある場合を除き、傍聴者、市民に公開し、教育長、各教育委員がどのような意思表示をしたのかが明らかになる採決方法にしてください。

2点目、無記名投票は、教育長、各教育委員の判断の記録すら作成しないという極めて無責任な採決方法であるため、実施しないでくださいというものです。

この2点につきましての考え方ですが、教育委員会会議は公開すると定められていますが、人事に関する案件など、横浜市教育委員会会議規則で定められた案件については、決議により非公開とすることができます。教育委員会会議の採決の方法についても、横浜市教育委員会会議規則において、挙手、記名投票、無記名投票の中から教育委員会で決定することとしています。採決が必要な場合は、非公開の議案を除き採決の方法をその都度教育委員会の公開の場で決定しています。

また、教育委員会会議では議論の中で、各委員の皆さまが観点や考え方を発言されていまして、十分な審議を行った上で採決を実施しています。この結果については、合議体である教育委員会が責任を負うものと考えています。

引き続き市民の皆様に分かりやすい議論となるよう進めてまいります。考え方については以上です。

鯉渕教育長

事務局から説明が終了しましたが、何か御意見・御質問等はございますか。

特になれば、受理番号15につきましては、事務局の考え方によろしいでしょうか。

各委員

<了 承>

鯉渕教育長

それでは、承認させていただきます。回答文につきましては、承認いただいた考え方によって回答させていただきます。

以上で請願等審査を終了します。

次に、議事日程に従い審議案件に移ります。まず会議の非公開についてお諮り

します。教委第19号議案、「『令和2年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書』について」は議会の審議案件のため、教委第20号議案「第33期横浜市社会教育委員の委嘱について」、教委第21号議案から教委第24号議案「教職員の人事について」は人事案件のため、教委第25号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」、教委第26号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」は訴訟等に関する案件のため、非公開としてよろしいでしょうか。

各委員

＜了 承＞

鯉渕教育長

それでは、教委第19号議案から教委第26号議案は非公開といたします。審議に入る前に事務局から報告をお願いします。

大塚総務課長

今後の会議の日程でございますが、次回の教育委員会定例会は、9月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、10月19日火曜日の午前10時から開催する予定です。報告は以上です。

鯉渕教育長

皆様、よろしいでしょうか。次回の教育委員会定例会は、9月17日金曜日の午前10時から開催する予定です。また、次々回の教育委員会定例会は、10月19日火曜日の午前10時から開催する予定です。別途、通知しますので御確認ください。

次に、非公開案件の審議に入ります。傍聴、報道機関の方は御退席願います。また、関係部長以外の方も退席してください。

＜傍聴人及び関係者以外退出＞

教委第19号議案「『令和2年度実績 横浜市教育委員会点検・評価報告書』について」

(原案のとおり承認)

教委第20号議案「第33期横浜市社会教育委員の委嘱について」

(原案のとおり承認)

教委第21号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第22号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第23号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第24号議案「教職員の人事について」

(原案のとおり承認)

教委第25号議案「審査請求に関する教育長臨時代理について」

(原案のとおり承認)

教委第26号議案「訴訟に関する教育長臨時代理について」
(原案のとおり承認)

鯉渕教育長

本日の案件は以上です。これで、本日の教育委員会臨時会を閉会といたします。

[閉会時刻：午前10時50分]